

令和 2 年 12 月 15 日
日本原子力研究開発機構
大 洗 研 究 所

大洗研究所原子力事業者防災業務計画の修正について

令和 3 年 3 月に予定している原子力事業者防災業務計画の修正内容は以下のとおりです。

1. 放射線測定設備の設置数の変更

- ①モニタリングポストの設置数「6 式」→「9 式」へ修正
「本文」、「別図-3」、「別表-4」

2. 緊急時活動レベル (EAL) の修正

- ①EAL 事象ごとに大洗研究所独自の EAL 番号を付与
- ②「別表-17」で施設ごとに定める「所内通信連絡機能の一部喪失」を施設区分「共通」に移行し、「所内外通信連絡機能の一部喪失」として E A L 事象を修正
- ③「別表-18」で施設ごとに定める「所内通信連絡機能の全て喪失」を施設区分「共通」に移行し、「所内外通信連絡機能の全て喪失」として E A L 事象を修正
- ④「常陽」の EAL 事象に対する説明欄の記載の明確化
- ⑤HTTR において、新規制基準対応を踏まえた EAL 事象の修正
- ⑥「別表-18」及び「別表-19」の EAL 事象「敷地境界付近の放射線量の上昇」の説明に、モニタリングポスト（3 式）を新たに追加

3. その他

上記の他、記載の適正化等を行います。